

○対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件（平成二十二年閣内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）

改正後	改正前
<p>対内直接投資等に関する命令第三条第十項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件</p> <p>一 「略」</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ イランによる投資禁止業種に属する事業を営む上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）の株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）<u>第二条第二十六項</u>に規定する株式への一任運用をいう。）であつて、<u>同条第二十五項第三号イ</u>及び<u>ロ</u>に掲げる要件を満たすもの</p> <p>二 「略」</p>	<p>対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ イランによる投資禁止業種に属する事業を営む上場会社等（法第二十六条第二項第一号に規定する上場会社等をいう。以下同じ。）の株式への一任運用（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）<u>第二条第十七項</u>に規定する株式への一任運用をいう。）であつて、<u>同条第十六項第三号イ</u>及び<u>ロ</u>に掲げる要件を満たすもの</p> <p>二 「同上」</p>